

令和6年度

管理棟トイレ洋式化等工事  
仕様書

令和6年8月

船井郡衛生管理組合

※ 本仕様書に記載している事項に疑義が生じた場合、本仕様書の記載のない事項等については、その都度、発注者と受注者で協議すること。

## 1. 目的

本業務は、高齢者や妊婦又は、要介護者への負担減や、和式トイレと比べて大幅に水量を抑えられ、節水にもなることから洋式化に取り組むことを目的とする。

## 2. 工事名

令和6年度 管理棟トイレ洋式化等工事

## 3. 工事場所

京都府南丹市八木町室河原大見谷47番地（船井郡衛生管理組合 管理棟）

## 4. 契約締結日の翌日から令和6年11月29日まで

## 5. トイレ器具等の仕様

設置するトイレ器具等は、参考品（別紙参照）又は同等品以上とし、参考品以外の器具等を納品しようとする場合は、入札書提出前に仕様の適合を確認できる資料を持参、郵送又はFAXにて提出し、担当者の承認を得るものとする。

## 6. 工事内容

(1) 施工時間は原則、月曜日～金曜日(祝日等除く)で午前9時から午後5時00分までとするが、監督員の承諾をえた場合はその限りではない。

また、必ず男子トイレ・女子トイレ共一部は使用できるように配慮するものとする。

### (2) 衛生器具・電気設備等の数量

①シャワートイレ KB シリーズ CW-KB31	4台
②アメージュリトレイ便器部 YBC-Z30H	4台
③アメージュリトレイタンクセット DT-Z350H	4台
④ワンタッチ式紙巻器	4台
⑤小便器自動洗浄装置 OKU-AT131SD	4台
⑥乾電池式自動水洗 AM-340CD	6台
⑦座付水洗エルボ	6台
⑧加工フレキ	6台

(4) 取替場所

管理棟1階及び2階の男子トイレ・女子トイレ（図面参照）

(5) その他

衛生器具・電気設備等が正常に稼働できるまでの設置及び関連部材等を含むものとする。（衛生器具・電気設備・扉等の据付・必要となる接続コード類、器具の搬入、調整、接続に係る必要な部材、取替作業、既存の衛生器具等の処分など）

また、原則、隠蔽配線とし、やむをえず露出配線をようする場合は事前に担当者と協議の上行うものとする。

(6) 保証

保証期間はメーカー保証とする。ただし、受注者の責任に属する不良個所が生じた場合は無償修理又は交換をするものとする。

(7) 本仕様に記載のない細部については、担当者と協議の上、担当者の指示に従うものとする。

7. 監督員

本業務の監督員は、船井郡衛生管理組合総務課職員が行うものとする。

8. 提出図書

受注者は、契約後直ちに下記の内容を記載した書面を作成し、監督員等の承認を受けるものとする。

○実施設計図書

- (1) 着手届・現場代理人届
- (2) 工程表
- (3) 契約内訳書
- (4) その他指示する書類

工事完成後に以下の書類を、本組合に引き渡すものとする。

○完成図書 1部

- (1) 工事記録写真（改修前・改修後がわかる写真）
- (2) 完成図
- (3) 購入品等一覧表及び数量
- (4) その他指示する図書

## 9. 特記事項

本工事の遂行に際しては、次の事項を遵守すること。

### (1) 労働災害の防止

業務中の危険防止対策を十分行い、作業員への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないように努めること。

### (2) 現場管理

資材置場、資材搬入路、仮設事務所等については組合と十分協議し、日常業務及び他作業への支障がないよう計画し、実施しなければならない。また、整理整頓を励行し、火災・盗難等の事故防止に努めること。

### (3) 材料

JIS 等によりホルムアルデヒド放散量の区分規定がある材料を使用する場合は、F☆☆☆☆の規格に適合するものを使用すること。

### (4) 復旧

他の設備、既存物件等の損傷・汚染防止に努め、万一損傷・汚染が生じた場合は、受注者の負担で速やかに復旧すること。

### (5) 撤去及び廃棄物

工事に伴い発生した廃棄物は法律等に基づき適正に処分すること。また、処分の際にマニフェスト票（A票及びD票、または、A票及びE票）の写しを発注者に提出すること。

### (6) 工事着手

発注者と事前に協議の上行うこと。

### (7) 工事施工中

業務に影響がでるような作業（騒音・粉塵等）について、その影響を最小限にとどめる策を講ずること。

### (8) 工事完了後

速やかに完了報告書を作成し、発注者へ提出し、検査を受けること。

## 10. 契約不適合責任

(1) 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

(2) (1) の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- (3) (1) の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がない場合は、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 1) 履行の追完が不能であるとき
  - 2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - 4) 3) に掲げる場合のほか、発注者がこの規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

11. 下記の適用基準等に従うものとする。

- (1) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年度版  
（監修：国土交通省）
- (2) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年度版  
（監修：国土交通省）
- (3) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年度版  
（監修：国土交通省）